

一般社団法人日本小児血液・がん学会 利益相反委員会規程

(名称)

第1条 この委員会は、一般社団法人日本小児血液・がん学会利益相反委員会（以下「委員会」という）。

(目的)

第2条 一般社団法人日本小児血液・がん学会定款第4条に基づき、利益相反に関する事項についての実務を執り行うことを目的とする。

(業務)

第3条 委員会が取り扱う業務は以下のとおりとする。

利益相反規定ならびに細則に定めたところにより、会員の利益相反状態が深刻な事態へと発展することを未然に防止するための管理を行い、違反があればそれに対応する。

付1 委員にかかる利益相反事項の報告ならびに利益相反情報の取り扱いについては、日本小児血液・がん学会利益相反の取り扱いに関する細則第5条を準用する。

付2 利益相反委員会委員は知り得た会員の利益相反情報についての守秘義務を負う。

(組織)

第4条 委員会は委員長、副委員長および委員4名（外部委員1名以上を含む）をもって構成する。

(会議等)

第5条 会議は必要に応じて開催する。

2. メール審議を主体とする。
3. メール審議では外部委員1名以上を含む委員の3分の2以上の参加をもって会議の成立とする。
4. 議決は会議に参加した委員の合議とする。
5. 委員長は会議を招集し、会議を進行し業務を総括する。委員長が不在の

場合は副委員長がその業務を代行する。

(任期)

第6条 委員長・副委員長・委員の任期は定款施行細則第15条に従う。

(委員会内規)

第7条 委員会業務を遂行するための内規を別途定める場合は、理事会での承認を必要とする。

(規程の改廃)

第8条 この規程は理事会の承認を得て改廃できる。

附則

1 この規程は平成28年1月27日より施行する。